

# 藻 類

## THE BULLETIN OF JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

昭和36年4月 April 1961

### 目 次

豊橋市西方部にある二小島(大津島と大崎島)の 水田産ケイソウとツヅミモ .....	金 綱 善 恭	1
ウミゾウメンの毛について .....	梅 崎 勇	8
越後能生及び近傍の海藻ノート (4) .....	齋 藤 譲	12
コンブの分解に関与する細菌について .....	安 藤 芳 明 井 上 勝 弘	17
寒天培養基上におけるクラミドモナスの鞭毛 .....	坪 由 宏	21
宍道湖及び中海の藻類相の生態的研究 II 藻類浸透圧の適応について .....	西 上 一 義 秋 山 優	25
ツヅミモの癌腫状隆起物について .....	神 谷 平	31
珪藻類の清洗処理方法について .....	津 村 孝 平	33
岡村金太郎先生の小品文 .....	久 内 清 孝	36
学 会 録 事 .....		38

日 本 藻 類 学 会

JAPANESE SOCIETY OF PHYCOLOGY

## 日本藻類学会々則

第 1 条 本会は日本藻類学会と称する。

第 2 条 本会は藻学の進歩普及を図り、併せて会員相互の連絡並に親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 総会の開催 (年 1 回)
2. 藻類に関する研究会、講習会、採集会等の開催
3. 定期刊行物の発刊
4. その他前条の目的を達するために必要な事業

第 4 条 本会の事務所は会長のもとにおく。

第 5 条 本会の事業年度は 4 月 1 日に始り、翌年 3 月 31 日に終る。

第 6 条 会員は次の 3 種とする。

1. 普通会員 (藻類に関心をもち、本会の趣旨に賛同する個人又は団体で、役員会の承認するもの)。
2. 名誉会員 (藻学の発達に貢献があり、本会の趣旨に賛同する個人で、役員会の推薦するもの)。
3. 特別会員 (本会の趣旨に賛同し、本会の発展に特に寄与した個人又は団体で、役員会の推薦するもの)。

第 7 条 本会に入会するには、住所、氏名 (団体名)、職業を記入した入会申込書を会長に差出すものとする。

第 8 条 会員は毎年会費 300 円を前納するものとする。但し、名誉会員及び特別会員は会費を要しない。

第 9 条 本会には次の役員をおく。

会 長 1 名。 幹 事 若干名。 評 議 員 若干名。

役員任期は 2 ヶ年とし重任することが出来る。但し、評議員は引続き 3 期選出されることは出来ない。

役員選出の規定は別に定める。(附則 第 1 条～第 4 条)

第 10 条 会長は会を代表し、会務の全体を統べる。幹事は会長の意を受けて日常の会務を行う。

第 11 条 評議員は評議員会を構ずし、会の要務に関し会長の諮問にあづかる。評議員会は会長が招集し、また文書をもつて、これに代えることが出来る。

第 12 条 本会は定期刊行物「藻類」を年 3 回刊行し、会員に無料で頒布する。

(附 則)

第 1 条 会長は総会に於いて会員中より選出される。幹事は会長が会員中よりこれを指名する。

第 2 条 評議員の選出は次の二方法による。

1. 各地区別に会員中より選出される。その定員は各地区 1 名とし、会員数が 50 名を越える地区では 50 名までごとに 1 名を加える。
2. 総会に於いて会長が会員中より若干名を推薦する。但し、その数は全評議員の 1/3 を越えることは出来ない。

地区割は次の 7 地区とする。

北海道地区。東北地区。関東地区 (新潟、長野、山梨を含む)。中部地区 (三重を含む)。近畿地区。中国・四国地区。九州地区 (沖縄を含む)。

第 3 条 会長及び幹事は評議員を兼任することは出来ない。

第 4 条 地区選出の評議員に欠員を生じた場合は、前任者の残余期間、次点者をもつて充当する。

第 5 条 本会則は昭和 33 年 10 月 26 日より施行する。